○公益財団法人富山市スポーツ協会表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第4条第1項第4号に基づき、表彰するための必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰)

- 第2条 次の各号のいずれかに該当する団体又は個人を表彰する。
 - (1) 多年にわたり本市の体育スポーツの向上に貢献し、その功績が特に顕著と認められるもの。
 - (2) 本市のスポーツ向上に尽力し、その功績が特に優秀なもの。
 - (3) その他適当と認められるもの。
- 第3条 表彰は、表彰状及び感謝状を付与して行う。
- 2 前項の表彰には、副賞として記念品を添えることができる。

(推薦・審議)

第4条 表彰は、会長又は加盟団体長からの推薦により、公益財団法人富山市スポーツ協会表彰規程細則で定めるもの及び理事会が特に必要あると認めたものに対して、会長が行う。

(細則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(施行)

1 この規程は、昭和54年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年6月3日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年7月1日から施行する。